

会 議 録

1 会 議 の 名 称	産業建設常任委員会
2 日 時	平成28年6月13日 (月) 午後 1時30分 開会 午後 1時46分 閉会
3 場 所	第2委員会室
4 出 席 者 (6人)	相馬 欣行 大山 学 米谷 政久 安藤 玄一 小沼 富夫 国島 正富
5 欠 席 者	中山真由美
6 説 明 員 (0人)	
7 傍 聴 者	1人
8 事 務 局	次長 主事
9 会議のてんまつ	別紙のとおり

議 題 陳情第4号 神奈川県最低賃金改定等についての陳情
結 果 採 択

午後1時30分 開会

○委員長【相馬欣行議員】 ただいまから、産業建設常任委員会を開会いたします。

これより、本委員会に付託されました案件の審査に入ります。

「陳情第4号、神奈川県最低賃金改定等についての陳情」を議題といたします。本件についての各市の状況、本市の状況等については、配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【米谷政久議員】 「陳情第4号、神奈川県最低賃金改定等についての陳情」に対して、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

日本は、欧米諸国と比べて最低賃金の水準が低く、先進国の主要都市では、最低賃金がおおむね、円換算で1000円を超えているのに対して、東京都で907円、神奈川県でも905円、全国平均額は798円で、経済の好循環を実現するためには、賃金の上昇、消費の拡大等を継続的なものとし、デフレ脱却、ワーキングプア解消をするためには必要であると考えます。そして、最低賃金引き上げに伴う中小企業、小規模事業者への支援を強化することと陳情の趣旨にあり、公正な取引関係の確立に向け、為替変動、資材高騰、物価上昇、人件費上昇などに伴うコスト増や消費税の価格転嫁を適切に行って、各施策の実効性を高めて、賃金の引き上げにつながると考えますので、陳情第4号は採択いたしたいと思えます。

○委員【安藤玄一議員】 「陳情第4号、神奈川県最低賃金改定等についての陳情」について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

我が国では人口が減少し始めており、少子高齢化社会が本格的になってきています。人口統計の減少は、経済規模そのものの縮小を意味すると考えます。安倍首相は、2020年までに国内総生産を600兆円まで押し上げるという目標を掲げ、一方では、人口減少に歯どめをかけるため、合計特殊出生率を1.8に回復させ、さらに一億総活躍という標語も提示してきております。

我が国は、バブル崩壊以降デフレが続き、企業の収益力低下によるリストラや、それに伴う非正規雇用の増加、さらに失業者、フリーター、ワーキングプア、ブラック企業、生活保護受給者の増加、格差など、多くの国民の生活、特に若い人たちの生活が社会問題となっているのが現状です。近年、企業はコスト削減の考えから、正規雇用から非正規雇用へシフトする傾向があり、人材派遣などの派遣社員が膨れ上がりました。今や労働者全体の40%が非正規雇用となっており、その結果、経済的な理由により結婚できない、家庭を持ってないといった人たちが増加し、少子化の一途をたどっているというのが一般的な見方だと考えます。

日本の家計所得は低迷の一途をたどっております。格差社会の中で低賃金層が増大しており、それによって、一方では生活保護に助けを求める人が急増している現状があります。また、その原因の一端として、最低賃金の水準が生活保護の額を下回るような逆転現象が起きていることも指摘されるところであります。日本の最低賃金は、OECD諸国の中で最低クラスであり、その大きな理由の一つに、日本の最低賃金が企業の賃金支払い能力を考慮して決定されていることに対し、欧州など他の先進国については、労働者が最低限の生活を送れるかどうかを、まず考慮して最低賃金を決めているという根本の考え方の違いから、大きな開きが生まれてしまっていると伺っております。

経済を好循環に向かわせるため、非正規雇用の人たちの生活を向上させる、ともかく生活保護との逆転現象の解消、日本の最低賃金を国際水準に近づけていくなどのさまざまな問題を解消するべく、本陳情に賛成いたしたいと思っております。

以上です。

○委員【国島正富議員】 「陳情第4号、神奈川県最低賃金改定等についての陳情」について、私の意見を述べます。

政府は、非正規雇用労働者の雇用安定と処遇改善に向け、頑張る人が報われる社会の実現をめざし、平成27年9月25日、正社員転換・待遇改善実現本部を設置、詳細な施策展開に向けた議論がされてきました。議論の前提とされた最低賃金の基準を、生活保護との整合性を図ることが明確化し、神奈川県の最低賃金は、平成27年10月18日より、全国で東京都に次ぐ時給905円が定められています。

安倍政権は、経済の成長なくして、日本の将来はないとの考えのもと、成長戦略の推進を図り、景気、株価、雇用のそれぞれの分野で確実な改善が図られ、マクロ的には確実な成果が出ています。しかし、企業規模や事業内容等により、企業間や産業間での業績格差の拡大も問われています。特に零細事業者への経済波及効果はいまだ改善されず、零細企業や個人店では転廃業に歯どめがかからないのが現実です。業績の向上なくして、雇用の安定や賃金の昇給は困難です。

陳情趣旨(1)は、経済の好循環実現のため、早期に神奈川県最低賃金の諮問、改定を行うこととされています。産業間全般にわたる業績向上により、安定した事業継続が雇用の拡大や労働所得の向上につながる根本的な要因と言えます。グローバル化した社会の中で成長を続けた一部大手企業や産業が、日本経済の牽引役として大きな評価や成果を上げてきましたが、多くの一般事業者には経済成長の実感が伴わず、いまだ厳しい経営環境に置かれています。日本古来の零細企業や家族労働者が支えてきた農業や小売店、飲食店、ものづくりを中心とした家内工業等、就労者側の勤務環境を優先し、多くの就労者を支え、そこで生まれた日本の地域文化が果たした役割は少なくありません。このような零細事業者が労働のグレーゾーンに生きる人々の就労の場を支えることも重要であることを再認識するとともに、事業継続に向けた、多岐にわたる支援制度の構築が、政治に求められています。頑張る若手事業者が、一度の失敗で切り捨てられることのないよ

うな再チャレンジ制度も大変重要となっています。また、最低賃金改定に向けた議論の場が、現場を知らない官僚や学識経験者、大手業界代表、市民代表等々の選任により、机上論を優先した制度構築の場とならないよう、零細企業事業者の代表や、そこで働く人の意見等が制度構築に反映できるよう、意見聴取機関の設置も重要と考えています。

陳情趣旨の（２）最低賃金引き上げに伴う中小企業・小規模事業者への支援を強化することについては、陳情のとおり、各種支援制度も制定はされてきましたが、対象事業者には大変活用しづらい制度であり、さらに手続も複雑多岐にわたるものであり、手続の簡素化や活用しやすい制度への改正も重要と考えております。新たな制度の普及や事業推進には、関係者の理解と参入がなくて、成果は期待できません。特に関係する団体を通じた啓発事業は、より広い関係者の理解を深める機会として、今後も一層重要になってきます。しかし、景気低迷や後継者不足により、各団体とも会員減少が進んでいます。団体の設立時から大きく変化した業界環境に適合する法の見直しや、団体の合理的統廃合に向けた取り組みも喫緊の課題と言えます。団体の組織強化に向けた支援制度制定も強く求めています。以上の観点から、本陳情は採択といたします。

以上です。

○委員【小沼富夫議員】 「陳情第４号、神奈川県最低賃金改定等についての陳情」について、私も意見を述べさせていただきます。

政府は、過日、経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）の素案と人口１億人を維持するためのニッポン一億総活躍プランをまとめたところでございます。２０２１年度までに国内総生産（ＧＤＰ）を６００兆円にふやす目標の実現に向けて、働き方改革による生産性の向上や少子高齢化の克服に力を入れ、成長路線による経済再生の道を引き続き模索していくとの報道でございました。

先日の平成２８年５月１８日の経済財政諮問会議で安倍総理は、戦後最大のＧＤＰ６００兆円をめざし、機動的な政策対応によりデフレからの完全脱却をめざすと述べたところでございます。働き方改革では、労働基準監督署の立ち入り基準を、残業時間１００時間以上から８０時間以上に引き下げ、長時間労働を是正し、効率的に働けるようにするとのこととございました。そしてまた、約２００万人いる非正規雇用の待遇改善にも乗り出し、合理的な理由のない賃金差など待遇格差を禁止するガイドラインの作成に着手し、労働契約法などの労働関係改正案を２０１８年度までに国会提出する動きとなっているようであります。

そんな中で、最低賃金改定については、毎回、私も意見として述べておりますけれども、都市部と地方との最低賃金の格差によりまして、都市部への人口の流入にも拍車がかかる状況にもあり、そしてまた、中小零細企業の経営環境もまだまだ厳しい状況であることが、経済の好循環をめざす政府の方向とはかみ合っていない状況にあることも事実でございます。今回の陳情の趣旨の２点目にありますけれども、最低賃金引き上げには、中小企業、小規模事業者への支援を強化することは、私も最も重要な視点であると考えます。これらのことによりまして、

陳情第4号については採択をいたしたいと考えております。

以上です。

○委員【大中学議員】 それでは、陳情第4号について、意見を述べます。

私の前の4委員の意見と同じようなものですがけれども、我が国の勤労者の3人に1人が非正規雇用であると言われております。企業も人件費の削減を進めており、大学卒業者も正社員になれない、さらには母子家庭、父子家庭の雇用の場はますます狭まっている状況で、仕事はあっても、生活が成り立たないというワーキングプアがますますふえている現状があります。

これを踏まえて本陳情を見ますと、陳情趣旨の(1)において、最低賃金の改定をうたっています。これは、ぎりぎりです生活している勤労者の所得を引き上げて、ワーキングプアの問題を解決しつつ、内需の拡大、ひいては日本経済の建て直しを図るものと考えますと納得いくものであります。しかし、最低賃金引き上げに伴う人件費の上昇は、特に中小企業、個人商店等の経営を圧迫するおそれがあることも事実であります。それについては、(2)において、中小企業、小規模事業者への支援の強化を求めるもので、人件費や仕入れ価格の上昇、また、消費税の価格転嫁を阻害する等を監視して、適切な指導を求めるもので、これは、正当な取引を国において担保するように要望するものであり、本陳情は十分理解できるものであると考えます。

よって、陳情第4号、神奈川県最低賃金改定等についての陳情は採択すべきものとしたと考えております。

以上です。

○委員長【相馬欣行議員】 ほかにありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成できない方は不採択とみなします。本件は、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○委員長【相馬欣行議員】 挙手全員。よって、本件は採択することに決定をいたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、正副委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【相馬欣行議員】 ご異議ありませんので、正副委員長で作成の上、本会議に報告をいたします。

以上をもちまして、産業建設常任委員会を閉会いたします。

午後 1 時 4 6 分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

平成 2 8 年 6 月 1 3 日

産業建設常任委員会
委員長 相 馬 欣 行